

「企業版ふるさと納税」の創設

1. これまでの「ふるさと納税」

これまで、ふるさと納税と言えば、個人の方々が、自分で選んだ応援したい地方自治体へ寄附をする制度でした。

さらに、ふるさと納税をおこなうと、税額控除などの税制面での優遇が受けられるだけでなく、一定額以上を寄附した人には、返礼品として地元の特産品なども貰えるということで話題となりました。最近ではインターネットで返礼品を検索したり、税額が最も有利になる寄附額をシミュレーションできたりするほどの人気ぶりです。地方自治体側も、以前より高額な返礼品を用意するなど、競争が過熱してきたため、とうとう総務省がふるさと納税の返礼品の転売の自粛を目的として、換金しやすい商品券や家電を送らないようにとの通知を出すに至りました。

2. 「企業版ふるさと納税」が創設

さらに、平成 28 年度からは企業版ふるさと納税が始まります。

これは、地方自治体による地方創生プロジェクトに対し寄附を通じて応援した企業に、現行の全額損金算入制度に加え、法人住民税・法人事業税・法人税の合計で寄附額の最大 3 割を税額控除するというものです。

例えば、企業が 100 万円を地方自治体に寄附したとします。これまでは全額損金算入により約 30 万円の税負担が減少しました。平成 28 年度からはこれに加え税額控除も適用でき約 60 万円の税負担の減少と、これまでの約 2 倍の軽減が図れることとなります。この結果、企業の自己負担は 4 割程度となります。

また、寄附をしやすくするため、地方自治体の 1 事業あたりの寄附金額の下限は 10 万円となっています。

3. 「企業版ふるさと納税」の注意点

企業版ふるさと納税をするにあたっては、いくつかの注意点があります。

企業版ふるさと納税の場合は、個人の場合と異なり、国の認定を受けた地域再生計画を作成した地方自治体の「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附することが条件になっています。また、財政的に豊かな地方自治体（東京都、東京 23 区など）や本社が所在する地方自治体への寄附は対象外とされていますので注意が必要です。

「寄附金額の下限は 10 万円」となっていますので、寄附金額が限度額よりも少ない場合、「最大 3 割の税額控除」の部分が受けられなくなります。

企業版ふるさと納税では、個人が寄附した時のような返礼品は期待できないようです。

地方自治体側は、企業からの寄附に対して、寄附金の一部を補助金として企業に供与すること、入札等の便宜を図ること、有利な利率で融資することが禁止されています。

この法律の施行日である平成 28 年 4 月 20 日には、某大手企業が創業地の北海道夕張市に、企業版ふるさと納税を使って 4 年間で総額約 5 億円を寄附する方針を発表しました。

地方創生にご興味のある企業は、応援したい地方自治体に企業版ふるさと納税制度が利用できるかを一度確認してみてくださいはいかがでしょうか。

<企業版ふるさと納税のイメージ図>



(提供: 朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2016年2月1日現在)

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券